中华人民共和国环境保护税法 （2016年12月25日第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十五次会议通过）	中華人民共和国環境保護税法 （2016 年 12 月 25 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 25 回会議を通過）
目 录 第一章 总则 第二章 计税依据和应纳税额 第三章 税收减免 第四章 征收管理 第五章 附则	**目 次** 第一章　総則 第二章　税額計算依拠及び課税額 第三章　税収減免 第四章　徴収管理 第五章　附則
第一章 总 则	**第一章　総 則**
第一条 为了保护和改善环境，减少污染物排放，推进生态文明建设，制定本法。	第一条　環境を保護及び改善し、汚染物質の排出を減少させ、生態文明の建設を推進するため、本法を制定する。
第二条 在中华人民共和国领域和中华人民共和国管辖的其他海域，直接向环境排放应税污染物的企业事业单位和其他生产经营者为环境保护税的纳税人，应当依照本法规定缴纳环境保护税。	第二条　中華人民共和国の領域及び中華人民共和国が管轄するその他海域において、環境に対して課税汚染物質を直接排出する企業・事業単位及びその他生産経営者は環境保護税の納税人として、本法の規定に基づき環境保護税を納付しなければならない。
第三条 本法所称应税污染物，是指本法所附《环境保护税税目税额表》、《应税污染物和当量值表》规定的大气污染物、水污染物、固体废物和噪声。	第三条　本法でいう課税汚染物質とは、本法に付す≪環境保護税税目税額表≫・≪課税汚染物質及び当量値表≫が規定する大気汚染物質・水質汚染物質・固体廃棄物及び騒音を指す。
第四条 有下列情形之一的，不属于直接向环境排放污染物，不缴纳相应污染物的环境保护税： （一）企业事业单位和其他生产经营者向依法设立的污水集中处理、生活垃圾集中处理场所排放应税污染物的； （二）企业事业单位和其他生产经营者在符合国家和地方环境保护标准的设施、场所贮存或者处置固体废物的。	第四条　下記の状況のいずれかに該当する場合、環境への汚染物質排出には属さず、相応する汚染物質の環境保護税を納付しないものとする： （一）企業・事業単位及びその他生産経営者が法に基づき設立した汚水集中処理・生活ゴミ集中処理場に課税汚染物質を排出する場合； （二）企業・事業単位及びその他生産経営者が国家及び地方の環境保護基準に合致する施設・場所において固体廃棄物を保管或いは処置する場合。
第五条 依法设立的城乡污水集中处理、生活垃圾集中处理场所超过国家和地方规定的排放标准向环境排放应税污染物的，应当缴纳环境保护税。 企业事业单位和其他生产经营者贮存或者处置固体废物不符合国家和地方环境保护标准	第五条　法に基づき設立した都市・農村の汚水集中処理・生活ゴミ集中処理場が国家及び地方が規定する排出基準を超過して環境に対して課税汚染物質を排出する場合、環境保護税を納付しなければならない。 企業・事業単位及びその他生産経営者が保管或いは処置する固体廃棄物が国家及び地

的，应当缴纳环境保护税。	方の環境保護の基準に合致しない場合、環境保護税を納付しなければならない。
第六条 环境保护税的税目、税额，依照本法所附《环境保护税税目税额表》执行。	第六条　環境保護税の税目・税額は、本法に付す≪環境保護税税目税額表≫に基づき執行する。
应税大气污染物和水污染物的具体适用税额的确定和调整，由省、自治区、直辖市人民政府统筹考虑本地区环境承载能力、污染物排放现状和经济社会生态发展目标要求，在本法所附《环境保护税税目税额表》规定的税额幅度内提出，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。	課税大気汚染物質及び水質汚染物質の具体的な税額適用の確定及び調整は、省・自治区・直轄市人民政府が当地区の環境収容能力・汚染物質排出の現状及び経済社会の生態発展目標の要求を統一的に考慮し、本法に付す≪環境保護税税目税額表≫が規定する税額範囲内で提議し、同級人民代表大会常務委員会に報告したうえで決定し、且つ全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告・備案する。
第二章 计税依据和应纳税额	**第二章　税額計算依拠及び課税額**
第七条 应税污染物的计税依据，按照下列方法确定： （一）应税大气污染物按照污染物排放量折合的污染当量数确定；	第七条　課税汚染物質の税額計算の依拠は、下記の方法に基づき確定する： （一）課税大気汚染物質は、汚染物質排出量から換算した汚染当量数に基づき確定する；
（二）应税水污染物按照污染物排放量折合的污染当量数确定；	（二）課税水質汚染物質は、汚染物質排出量から換算した汚染当量数に基づき確定する；
（三）应税固体废物按照固体废物的排放量确定； （四）应税噪声按照超过国家规定标准的分贝数确定。	（三）課税固体廃棄物は、固体廃棄物の排出量に基づき確定する （四）課税騒音は、国家規定の基準を超過したデジベル数に基づき確定する。
第八条 应税大气污染物、水污染物的污染当量数，以该污染物的排放量除以该污染物的污染当量值计算。每种应税大气污染物、水污染物的具体污染当量值，依照本法所附《应税污染物和当量值表》执行。	第八条　課税大気汚染物質・課税水質汚染物質の当量数は、当該汚染物質の排出量を当該汚染物質の汚染当量値で除して計算する。各種課税大気汚染物質・課税水質汚染物質の具体的な汚染当量値は、本法に付す≪課税汚染物質及び当量値表≫に基づき執行する。
第九条 每一排放口或者没有排放口的应税大气污染物，按照污染当量数从大到小排序，对前三项污染物征收环境保护税。	第九条　排出口当たり或いは排出口がない場合の課税大気汚染物質は、汚染当量数が多い順に上位三項目の汚染物質に対して環境保護税を徴収する。
每一排放口的应税水污染物，按照本法所附《应税污染物和当量值表》，区分第一类水污染物和其他类水污染物，按照污染当量数从大到小排序，对第一类水污染物按照前五项征收环境保护税，对其他类水污染物按照前三项征收环境保护税。	排出口当たりの課税水質汚染物質は、本法に付す≪課税汚染物質及び当量値表≫に基づき、第一類水質汚染物質及びその他類水質汚染物質に区分し、汚染当量数が多い順に、第一類水質汚染物質の上位五項目に対して環境保護税を徴収し、その他類水質汚染物質の上位三項目に対して環境保護税を徴収する。

省、自治区、直辖市人民政府根据本地区污染物减排的特殊需要，可以增加同一排放口征收环境保护税的应税污染物项目数，报同级人民代表大会常务委员会决定，并报全国人民代表大会常务委员会和国务院备案。	省・自治区・直轄市人民政府は、当地区の汚染物質排出削減の特別な必要性に基づき、同一排出口の環境保護税を徴収する課税汚染物質の項目数を増加することができ、同級人民代表大会常務委員会に報告したうえで決定し、且つ全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告・備案する。
第十条 应税大气污染物、水污染物、固体废物的排放量和噪声的分贝数，按照下列方法和顺序计算： （一）纳税人安装使用符合国家规定和监测规范的污染物自动监测设备的，按照污染物自动监测数据计算； （二）纳税人未安装使用污染物自动监测设备的，按照监测机构出具的符合国家有关规定和监测规范的监测数据计算； （三）因排放污染物种类多等原因不具备监测条件的，按照国务院环境保护主管部门规定的排污系数、物料衡算方法计算； （四）不能按照本条第一项至第三项规定的方法计算的，按照省、自治区、直辖市人民政府环境保护主管部门规定的抽样测算的方法核定计算。	第十条　課税大気汚染物質・水質汚染物質・固体廃棄物の排出量及び騒音のデジベル数は、下記の方法及び順序で計算する： （一）納税人が国家の規定及び測定規範に合致した汚染物質自動測定設備を据付・使用している場合、汚染物質自動測定データに基づき計算する； （二）納税人が汚染物質自動測定設備を据付・使用していない場合、測定機関が公布する国家関連規定及び測定規範に合致した測定データに基づき計算する； （三）排出汚染物質の種類が多い等の原因で測定条件が整わない場合、国務院環境保護主管部門が規定する汚染物質排出係数・物質収支方法に基づき計算する； （四）本条第一項から第三項で規定する方法で計算することができない場合、省・自治区・直轄市人民政府環境保護主管部門が規定するサンプリング測定の方法に基づき査定計算する。
第十一条 环境保护税应纳税额按照下列方法计算： （一）应税大气污染物的应纳税额为污染当量数乘以具体适用税额； （二）应税水污染物的应纳税额为污染当量数乘以具体适用税额； （三）应税固体废物的应纳税额为固体废物排放量乘以具体适用税额； （四）应税噪声的应纳税额为超过国家规定标准的分贝数对应的具体适用税额。	第十一条　環境保護税の課税額は、下記の方法に基づき計算する： （一）課税大気汚染物質の課税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする； （二）課税水質汚染物質の課税額は、汚染当量数に具体的な適用税額を乗じたものとする； （三）課税固体廃棄物の課税額は、固体廃棄物の排出量に具体的な適用税額を乗じたものとする； （四）課税騒音の課税額は、国家規定の基準を超過したデジベル数に相応する具体的な適用税額とする。
第三章 税收减免 第十二条 下列情形，暂予免征环境保护税： （一）农业生产（不包括规模化养殖）排放应税污染物的； （二）机动车、铁路机车、非道路移动机械、船舶和航空器等流动污染源排放应税污染物	**第三章　税収減免** 第十二条　下記の状況については、環境保護税の徴収を暫時免除する： （一）農業生産（大規模の養殖を含まない）による課税汚染物質の排出； （二）自動車・鉄道機関車・非道路移動機械・船舶及び航空機等の流動汚染源による

的；	課税汚染物質の排出；
（三）依法设立的城乡污水集中处理、生活垃圾集中处理场所排放相应应税污染物，不超过国家和地方规定的排放标准的；	（三）法に基づき設立した都市・農村の汚水集中処理・生活ゴミ集中処理場から排出される相応の課税汚染物質が、国家及び地方が規定する排出基準を超過しない場合；
（四）纳税人综合利用的固体废物，符合国家和地方环境保护标准的；	（四）納税人が総合利用する固体廃棄物が、国家及び地方の環境保護基準に合致している場合；
（五）国务院批准免税的其他情形。	（五）国務院が免税を批准するその他の状況。
前款第五项免税规定，由国务院报全国人民代表大会常务委员会备案。	前条第五項の免税規定は、国務院が全国人民代表大会常務委員会に報告・備案する。
第十三条 纳税人排放应税大气污染物或者水污染物的浓度值低于国家和地方规定的污染物排放标准百分之三十的，减按百分之七十五征收环境保护税。纳税人排放应税大气污染物或者水污染物的浓度值低于国家和地方规定的污染物排放标准百分之五十的，减按百分之五十征收环境保护税。	第十三条　納税人の課税大気汚染物質或いは水質汚染物質の排出濃度が国家及び地方が規定する汚染物質排出基準を 30%下回る場合、75%に減じて環境保護税を徴収する。納税人の課税大気汚染物質或いは水質汚染物質の排出濃度が国家及び地方が規定する汚染物質排出基準を 50%下回る場合、50%に減じて環境保護税を徴収する。
第四章 征收管理	**第四章　徴収管理**
第十四条 环境保护税由税务机关依照《中华人民共和国税收征收管理法》和本法的有关规定征收管理。	第十四条　環境保護税は、税務機関が≪中華人民共和国税収徴収管理法≫及び本法の関連規定に基づき徴収管理する。
环境保护主管部门依照本法和有关环境保护法律法规的规定负责对污染物的监测管理。	環境保護主管部門は本法及び環境保護の法律・法規に関する規定に基づき汚染物質に対する測定管理の責を負う。
县级以上地方人民政府应当建立税务机关、环境保护主管部门和其他相关单位分工协作工作机制，加强环境保护税征收管理，保障税款及时足额入库。	県級以上の地方人民政府は、税務機関・環境保護主管部門及びその他関連単位の業務分業及び提携メカニズムを構築し、環境保護税の徴収管理を強化し、税金の遅滞ない満額入金を保障しなければならない。
第十五条 环境保护主管部门和税务机关应当建立涉税信息共享平台和工作配合机制。	第十五条　環境保護主管部門及び税務機関は、税務情報共有プラットフォーム及び業務協力メカニズムを構築しなければならない。
环境保护主管部门应当将排污单位的排污许可、污染物排放数据、环境违法和受行政处罚情况等环境保护相关信息，定期交送税务机关。	環境保護主管部門は、汚染物質排出単位の汚染物質排出許可・汚染物質排出データ・環境に係る法律違反及び行政処分の状況等の環境保護関連情報を定期的に税務機関に送付しなければならない。
税务机关应当将纳税人的纳税申报、税款入库、减免税额、欠缴税款以及风险疑点等环境保护税涉税信息，定期交送环境保护主管部门。	税務機関は、納税人の納税申告・税金入金・減免税額・税金未納及びリスク疑問点等の環境保護税の税務情報を定期的に環境保護主管部門に送付しなければならない。
第十六条 纳税义务发生时间为纳税人排放	第十六条　納税義務の発生時間は、納税人

应税污染物的当日。	の課税汚染物質排出の当日とする。
第十七条 纳税人应当向应税污染物排放地的税务机关申报缴纳环境保护税。	第十七条　納税人は、課税汚染物質排出地の税務機関に環境保護税を申告・納付しなければならない。
第十八条 环境保护税按月计算，按季申报缴纳。不能按固定期限计算缴纳的，可以按次申报缴纳。	第十八条　環境保護税は月毎に計算し、四半期毎に申告・納税する。固定期限で計算・納税することができない場合、一回毎に申告・納税することができる。
纳税人申报缴纳时，应当向税务机关报送所排放应税污染物的种类、数量，大气污染物、水污染物的浓度值，以及税务机关根据实际需要要求纳税人报送的其他纳税资料。	納税人は申告・納税の際に、排出課税汚染物質の種類・数量、大気汚染物質・水質汚染物質の濃度、及び税務機関が実際の必要性に基づき納税人に送信・報告するよう要求したその他の納税資料を税務機関に送信・報告しなければならない。
第十九条 纳税人按季申报缴纳的，应当自季度终了之日起十五日内，向税务机关办理纳税申报并缴纳税款。纳税人按次申报缴纳的，应当自纳税义务发生之日起十五日内，向税务机关办理纳税申报并缴纳税款。	第十九条　納税人が四半期毎に申告・納税する場合、四半期終了日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い且つ税金を納付しなければならない。納税人が一回毎に申告・納税する場合、納税義務の発生日から 15 日以内に、税務機関に納税申告を行い且つ税金を納付しなければならない。
纳税人应当依法如实办理纳税申报，对申报的真实性和完整性承担责任。	納税人は、法に基づき事実通りに納税申告を行い、申告の真実性及び完全性に対して責任を負わなければならない。
第二十条 税务机关应当将纳税人的纳税申报数据资料与环境保护主管部门交送的相关数据资料进行比对。	第二十条　税務機関は、納税人の納税申告データの資料と環境保護主管部門が送付した関連データ資料を照合しなければならない。
税务机关发现纳税人的纳税申报数据资料异常或者纳税人未按照规定期限办理纳税申报的，可以提请环境保护主管部门进行复核，环境保护主管部门应当自收到税务机关的数据资料之日起十五日内向税务机关出具复核意见。税务机关应当按照环境保护主管部门复核的数据资料调整纳税人的应纳税额。	税務機関は、納税人の納税申告データの資料に異常がある或いは納税人が規定の期限に従い納税申告を行っていないことを発見した場合、環境保護主管部門に再審査を行うよう申請することができ、環境保護主管部門は、税務機関のデータ資料の受領日から 15 日以内に税務機関に再審査の意見を提出しなければならない。税務機関は、環境保護主管部門の再審査のデータ資料に基づき納税人の課税額を調整しなければならない。
第二十一条 依照本法第十条第四项的规定核定计算污染物排放量的，由税务机关会同环境保护主管部门核定污染物排放种类、数量和应纳税额。	第二十一条　本法第十条第四項の規定に基づき汚染物質排出量を査定計算する場合、税務機関が環境保護主管部門と共同で汚染物質排出の種類・数量及び課税額を査定する。
第二十二条 纳税人从事海洋工程向中华人	第二十二条　納税人が海洋エンジニアリン

民共和国管辖海域排放应税大气污染物、水污染物或者固体废物，申报缴纳环境保护税的具体办法，由国务院税务主管部门会同国务院海洋主管部门规定。	グに従事し、中華人民共和国の管轄海域に対して課税大気汚染物質・水質汚染物質或いは固定廃棄物を排出する場合、環境保護税申告・納税の具体的な方法は、国務院税務主管部門が国務院海洋主管部門と共同で規定する。
第二十三条 纳税人和税务机关、环境保护主管部门及其工作人员违反本法规定的，依照《中华人民共和国税收征收管理法》、《中华人民共和国环境保护法》和有关法律法规的规定追究法律责任。	第二十三条　納税人及び税務機関・環境保護主管部門及びその職員が本法の規定に違反した場合、≪中華人民共和国税収徴収管理法≫・≪中華人民共和国環境保護法≫及び関連法律・法規の規定に基づき法的責任を追及する。
第二十四条 各级人民政府应当鼓励纳税人加大环境保护建设投入，对纳税人用于污染物自动监测设备的投资予以资金和政策支持。	第二十四条　各級人民政府は、納税人が環境保護構築への投入を拡大するよう奨励し、納税人の環境汚染物質自動測定設備に用いる投資に対して資金及び政策支援を付与しなければならない。
第五章 附 则 第二十五条 本法下列用语的含义：	**第五章　附 則** 第二十五条　本法の下記の用語の含意は以下の通りである：
（一）污染当量，是指根据污染物或者污染排放活动对环境的有害程度以及处理的技术经济性，衡量不同污染物对环境污染的综合性指标或者计量单位。同一介质相同污染当量的不同污染物，其污染程度基本相当。	（一）汚染当量とは、汚染物質或いは汚染排出活動の環境に対する有害レベル及び処理の技術・経済性に基づき、環境汚染に対してそれぞれの汚染物質を評価する際の総合的指標或いは計量単位を指す。同一媒質・同一汚染当量で異なる汚染物質の場合、その汚染レベルは基本的に同等とする。
（二）排污系数，是指在正常技术经济和管理条件下，生产单位产品所应排放的污染物量的统计平均值。	（二）汚染物質排出係数とは、正常な技術・経済及び管理条件において、生産単位・製品が排出するはずの汚染物質量の統計平均値を指す。
（三）物料衡算，是指根据物质质量守恒原理对生产过程中使用的原料、生产的产品和产生的废物等进行测算的一种方法。	（三）物質収支とは、物質の質量保存原理に基づき生産過程において使用した原料・生産した製品及び発生した廃棄物等に対して測定を行う際の一種の方法を指す。
第二十六条 直接向环境排放应税污染物的企业事业单位和其他生产经营者，除依照本法规定缴纳环境保护税外，应当对所造成的损害依法承担责任。	第二十六条　環境に対して課税汚染物質を直接排出する企業・事業単位及びその他生産経営者は、本法の規定に基づき環境保護税を納付する以外に、引き起こした損害に対しても法に基づき責任を負わなければならない。
第二十七条 自本法施行之日起，依照本法规定征收环境保护税，不再征收排污费。	第二十七条　本法の施行日より、本法の規定に基づき環境保護税を徴収し、今後は汚染物質排出費用は徴収しない。

第二十八条 本法自2018年1月1日起施行。	第二十八条　本法は 2018 年 1 月 1 日より施行する。